

令和8年4月22日

発 言 者	発 言 要 旨
【請願36号の継続審査】	
鈴木副委員長	政府の動向を注視する必要があることから、継続して審査すべきと考える。
関委員	薬剤自己負担の増大や、対象となる薬が広範に使用されていることから、危惧する意見が国会に寄せられていると聞いている。このことから、本県議会としても県民の意見を国会に届ける必要があると考えており、採択すべきと考える。
高橋（弓）委員	医療費が上昇していることから、政府がセルフメディケーションを進めていることを踏まえ、継続して審査すべきと考える。
高橋（淳）委員	政府において自己負担の在り方を検討していることを踏まえ、継続して審査すべきと考える。 ⇒簡易採決の結果、継続審査とすることに決定
【所管事項に関する質問】	
高橋（弓）委員	令和4年7月に開設した山形県医療的ケア児等支援センターへの相談状況はどうか。
障がい福祉課長	令和7年度の相談対応件数は約3,000件であり、保育園や学校への入園・入学等に関する教育や保育の相談と福祉サービスの利用等に係る福祉の相談が主な内容である。
高橋（弓）委員	相談件数は開設当初から増えているか。
障がい福祉課長	令和4年度の相談件数は153件であり、相談件数は相当増加している。
高橋（弓）委員	非常に需要の高い施設と考える。本県の医療的ケア児は増加傾向にあるのか。
障がい福祉課長	増加傾向にあり、令和7年9月時点で195名である。
高橋（弓）委員	相談者対応においては、必要に応じ教育委員会や自治体、学校等に相談内容を引き継ぎ、相談の解決を図っているのか。
障がい福祉課長	相談内容に応じ、関係機関との橋渡し役を担っている。
高橋（弓）委員	令和8年度健康福祉部施策体系図において「誰もがいきいきと活躍できる社会の実現」を柱の一つとし、その実現に向け「障がいや障がい者に対する理解の促進・支援体制の整備」を掲げているのに対し、山形県医療的ケア児等支援センターはマンパワー不足の状態にあると考えるがどうか。
障がい福祉課長	現在、当該センターと意見交換を行っており、状況の把握に努める。
高橋（弓）委員	災害等における電源の喪失は医療的ケア児の生命に関わる事態に発展しかね

発 言 者	発 言 要 旨
障がい福祉課長	<p>ないと考えるが、県内における医療的ケア児の災害時個別避難計画の作成状況はどうか。</p> <p>医療的ケア児を含む避難行動要支援者の個別避難計画は市町村の作成が努力義務化されており、県では作成支援のため、市町村に標準的な様式を配付している。また、山形県医療的ケア児等支援センターにおいても作成に向けた相談支援を行っている。令和7年9月時点で、医療的ケア児全体では約25%、人工呼吸器を使用している医療的ケア児については約67%において作成されている。</p>
高橋（弓）委員	<p>医療的ケア児や障がい者の親の就労率が低い傾向にあると認識しているが、状況はどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>家族の就労状況の詳細は把握していないが、山形県医療的ケア児等支援センターへの相談を通して個別事案は複数把握している。</p>
高橋（淳）委員	<p>保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業における市町村の取組状況はどうか。</p>
こども子育て政策課長	<p>0～2歳児の保育料において、国が無償化していない第3～5階層のうち、第3階層及び第4階層への保育料支援については、約9割の市町村が県と同程度の支援を実施している。第5階層への支援については、約8割の市町村が県と同程度以上の支援を実施している。</p>
高橋（淳）委員	<p>市町村との今後の連携構築に係る方針はどうか。</p>
こども子育て政策課長	<p>少子化が進む中、安心して子育てできる環境づくりを進めることは重要と考えており、引き続き、市町村からの意見を丁寧に聞きながら進めていきたい。</p>
高橋（淳）委員	<p>健康づくりウォーキング推進事業におけるウォーキングプロジェクトに係る令和8年度の実施計画はどうか。</p>
がん対策・健康長寿日本一推進課長	<p>ウォーキングプロジェクトとして、ウォーキングWeb大会の開催、デジタルウォーキングスタンプラリーの実施、スポーツ関係団体等と連携した歩き方教室の開催を予定しており、ウォーキングWeb大会と歩き方教室は5月に、デジタルウォーキングスタンプラリーは6月に開始する予定である。</p>
高橋（淳）委員	<p>クマの出没件数増加等に伴いウォーキングによる健康づくりに不安を感じるとの声がある。滋賀県では民間事業者と提携し、屋内での運動を推進している事例もある。今後、県民の健康増進を推進するに当たり、屋内での運動という視点も必要と考えるがどうか。</p>
がん対策・健康長寿日本一推進課長	<p>県内市町村とも事例を共有し、今後につなげていきたい。また、ウォーキングWeb大会は屋内歩行もカウントされることなどを周知し、屋内施設でのウォーキングを含めた県民の運動習慣定着を目指していきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（淳）委員	中東情勢の緊迫化による物価高騰が続く中、低所得世帯向けエアコン設置支援事業に対する影響はどうか。
地域福祉推進課長	当該事業はエアコン本体の購入費用と設置費用が対象となる。業界団体である山形県電機商業組合からは、エアコン本体価格への影響は現時点でないと聞いており、事業執行への影響は現時点でないと考える。
高橋（淳）委員	今夏も猛暑が予想されることから、事業者との連携を早急に進めるべきと考えるがどうか。
地域福祉推進課長	5月1日に事業協力店の受付を開始する予定であり、より多くの協力店を確保するため、ダイレクトメールの送付や新聞広告等により事業の周知を図るとともに、専門コールセンターを設置する予定である。また、事業対象となる県民に向けては、テレビコマーシャルや各種SNSを活用し、事業の周知を図っていく。
関委員	物価高騰、医療人材不足及び長期的な診療・介護報酬の抑制に加え、中東情勢の緊迫化による医療物資の供給不足及び価格上昇が同時に発生しており、民間医療機関の経営状況は切迫していると認識している。本県の医療機関への財政支援措置の状況はどうか。
医療政策課長	問題の根幹は物価や人件費の上昇への機動的対応が困難な診療報酬制度により病院が運営されている点であり、政府に対し、物価変動や人件費の上昇等にも迅速に対応できるよう、診療報酬の適時適切な改定を要望していく必要があると考える。また、医療機関への財政支援措置では、物価高騰対策として政府の重点支援地方交付金を活用し、交付金等により支援を実施している。今後も県内の実情の把握に努め、どのような対応が必要か検討していきたい。
関委員	中央社会保険医療協議会が令和7年に示した統計によれば、6割の医療法人が営業赤字を計上しており、過去20年で最悪の水準である。政府が示している診療報酬改定案においても物価対応分は微小であり、急性期病院以外の経営は依然として厳しい状況にあると認識している。これまでの支援にとどまらない更なる支援が必要と考えるが、健康福祉部長の考えはどうか。
健康福祉部長	これまでの支援に加え、緊迫化する中東情勢を踏まえた支援の必要性を感じており、県として何ができるのか検討していきたい。
関委員	県内看護学校の入学状況はどうか。また、男性及び社会人の入学者数はどうか。
医療政策課長	令和8年4月の入学者は393人で定員428人の約90%である。また、男性の入学者は約40人で定員の約10%、社会人の入学者は約20人で定員の約5%である。
関委員	看護師確保については、男性や社会人に向けたPRが必要と考えるが、県の取組状況はどうか。
医療政策課長	社会人を含む男性に向けた看護師確保の取組として、ロールモデルを紹介する

発 言 者	発 言 要 旨
関委員	<p>パンフレットや動画等の作成を行っている。</p> <p>社会人向けの看護師養成については、看護師資格の取得に向けた生活面を含む各種課題を把握し、それらの解消方法を紹介するような取組が有効と考えるがどうか。</p>
医療政策課長	<p>看護師を目指すに当たり、どのような進路があるのか、どのような学生生活となるのか、各学校から情報収集を行い、その上でどのような取組が有効なのか検討したい。</p>
関委員	<p>厚生労働省の国民健康保険（以下「国保」という。）事業費納付金算定システムの誤りにより、都道府県が市町村から徴収する令和8年分の当該納付金が少なく算定された問題について、本県への影響はどうか。</p>
健康福祉企画課長	<p>現時点の概算では、県全体で約12億円、そのうち国及び県の法定負担分約5億円を差し引いた約7億円程度の不足が生じる見込みである。金額については概算であり、11月頃の精算等を踏まえて精査することとなる。</p>
関委員	<p>令和8年度の市町村の国保料への影響はどうか。</p>
健康福祉企画課長	<p>令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が施行されたことなどの様々な要件があるため、影響については一概に判断できない。全国の具体的な状況については、厚生労働省が6月に行う状況調査を踏まえて10月頃に判明するため、それを受けて市町村と協議し、その後の対応を検討していきたい。</p>
関委員	<p>今回は厚生労働省の算定誤りであり、このことに伴う国保料急騰は容認しがたいものかと考えるがどうか。</p>
健康福祉企画課長	<p>厚生労働省としては、不足分は原則として国保料で徴収すべきものとしている。国保料については、県及び市町村で法定負担分が決まっており、法定負担分内での増加は避けられない。その上で、生じる不足分については、市町村と協議の上、対応を検討していきたい。</p>
森谷委員	<p>クマの餌となるブナの実の今年の豊凶予想はどうか。また、去年は相当数のクマを駆除したが、今年のクマの出没状況はどうか。</p>
みどり自然課長	<p>ブナの実については、現時点で豊作と予想されている。出没状況については、現時点の目撃件数が74件であり、昨年より相当数増加している状況にある。今後も警戒を続けるとともに、動向を注視していきたい。</p>
森谷委員	<p>猟友会からの聞き取りでは、駆除したクマの大半を山中で処分しているとのことである。県内には有害鳥獣駆除に係る処分場が設置されていないが、処分場設置に係る政府の補助の状況はどうか。</p>
みどり自然課長	<p>駆除した個体は一般廃棄物扱いとなるため処分場の設置主体は市町村となり、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	農林水産省の交付金を活用できる。県内市町村において、処分場設置に向けた具体的な動きは確認していないが、相談があれば農林水産部と連携して対応したい。
森谷委員	鳥獣被害対策に係る中間支援組織の設置に向けた検討状況はどうか。また、中間支援組織が担う役割はどうか。
みどり自然課長	令和7年5月に県内全市町村が参画する山形県鳥獣被害防止協議会を設置し、9年4月の中間支援組織設置に向け、業務や人員体制、負担金等について具体的な議論を重ねている。8年度上半期中を目途に、中間支援組織の具体的な姿を取りまとめ合意に至りたいと考えている。
森谷委員	市町村の中間支援組織への参加意向はどうか。
みどり自然課長	約半数の市町村が参加を検討中であり、そのほとんどが設立時からの参加を希望している。一方、不参加としている市町村も一部ある。
森谷委員	中間支援組織への参加には多額の負担金が生じるが、財政規模の小さい自治体にとっては負担が大きく、また、山の少ない自治体は不平等に感じると考える。負担金の必要性に対する市町村の理解促進が必要と考えるがどうか。
みどり自然課長	令和8年2月に開催した当該協議会において、各市町村に対し均等割による250万円の負担を提案している。均等割については、運営費は固定費の割合が高く安定した収入が必要である点、平時における市町村に対する生活環境被害防止業務の質が全市町村同一である点から提案している。なお、負担金については、特別交付税で8割が措置されるため、実質的な負担は50万円となる。
森谷委員	中間支援組織の設置における県の負担はどうか。
みどり自然課長	関係法令上の県と市町村の役割や地方財政措置制度等に鑑み、県が経費全体の1割を負担することを当該協議会に提案している。
森谷委員	クマ対策における総合支庁の役割はどうか。
みどり自然課長	必要に応じクマ出没現場に出向き、県庁と市町村とのパイプ役を担っている。
鈴木副委員長	令和8年度当初予算に計上している県立病院の総合医療情報システム更新によるメリットはどうか。
運営企画主幹	AIを用いた診療補助等による業務効率化及び医療の質の向上が第一に挙げられる。また、国が推進している電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の医療DXに備えるとともに、サイバー攻撃に備え国の基準に則ったセキュリティ対策の強化がメリットとして挙げられる。
鈴木副委員長	サイバー攻撃に備えたセキュリティ強化の詳細はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
運営企画主幹	<p>医療機関のサイバーセキュリティは、国においてガイドラインが定められており、それに則ったセキュリティ対策を行うことが求められている。今回のシステム更新において、最新版のガイドラインに則った対策を講じるものである。</p> <p>具体的には、これまでも行っていた外部から病院内部ネットワークへの侵入防止に加え、内部ネットワークにおいて不審な挙動をするプログラムへの対応も踏まえたセキュリティ対策を行う。</p>
鈴木副委員長	<p>他県ではサイバー攻撃を受けた際に、バックアップを適切にとっていなかったため、新規患者や救急患者の受入れができなかった事例があると聞いている。本県のバックアップ管理の状況はどうか。</p>
運営企画主幹	<p>現在、バックアップは県内で管理しているが、システム更新後は県外で管理し、県内で災害発生時にも使用できるように考えている。また、システムがダウンした際も、バックアップを用いて一定の診療を行えるシステムの構築を考えている。</p>
渋間委員	<p>山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（以下「本県再エネ条例」という。）においては、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の認定申請において、県・関係市町村との協議の後に事業者が住民説明会を開催する流れとなっている。一方、加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例においては、町との協議より先に住民説明会を行うこととしており、住民説明会で挙げた課題や意見を踏まえ、町と協議することとしている。本県再エネ条例においても、加美町のような手順に変更する必要があると考えるがどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>本県再エネ条例は、地域に混乱をきたすことのないよう、地域に説明する前に、対象事業の範囲など形式的な確認や地域と事業者がコミュニケーションをとる上での配慮事項等について事業者に対しあらかじめ指導することで、円滑に事業が進むと考え、現在の手順としている。県・関係市町村との協議は具体的な事業計画案の策定前の段階という位置付けであり、事業を認可しているものではないことは事業者にも書面等により説明している。地域に誤解が生じないよう、「条例の手引き」に明記するなど対応を検討したい。</p>
渋間委員	<p>福島市では再エネ開発による過去の教訓から、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（以下「福島市再エネ条例」という。）を新たに制定している。福島市再エネ条例における再エネ設備の設置に係る事前協議書の様式は、詳細な記載事項に加え、相当量の添付書類の提出を求めている。一方、本県再エネ条例における事業計画の様式は、連絡先の記載がないなど簡素な内容で、添付書類も少ない。本県再エネ条例においても、事業計画等を詳細に確認する必要があると考えるがどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>再エネ設備の設置については、電気事業法、建築基準法、地すべり等防止法、景観法、文化財保護法など具体の法律による規制があり、それら法律の遵守を前提として、本県再エネ条例においては、地域の自然環境や歴史・文化的環境等の調和が図られるよう、事業者に対し計画の早い段階からの地域住民との調整手続を定めており、必要な範囲内での様式や添付書類としている。また、様式には連</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>渋間委員</p>	<p>絡先を含む再エネ設備の管理体制も記載させており、関係法の遵守については所管する部署において確認することとしており、当課では関係法のチェックリストを事業者提供している。今後、福島市の例における行政上の課題など、研究を進めたい。</p> <p>福島市も法律の遵守を前提として実施しており、添付書類は事業者が集めることが自然だと考える。本県再エネ条例においても、添付書類の提出に係る検討を進めてほしい。</p>
<p>渋間委員</p>	<p>福島市再エネ条例では様式第3号「近隣住民等範囲説明書」において説明対象となる近隣住民の区分を定めている一方、本県再エネ条例では同様の様式がない。また、福島市再エネ条例では様式第11号「防災計画書」を定めているが、本県再エネ条例では類する様式がない。再エネ設備の倒壊による有害物質の流失や火災は起こり得ることであり、再エネ設備に係る防災計画書の提出を求めるべきと考えるがどうか。</p>
<p>エネルギー政策推進課長</p>	<p>市町村からは故障時の修繕体制や緊急時の対応について不安視する意見を聞いており、福島市再エネ条例を参考にすべきところはある。また、市町村と事業者で対応を決めて協定を結ぶなどの案もあり、地域にとって最も安心できる方法を検討していきたい。</p>
<p>渋間委員</p>	<p>福島市再エネ条例では様式第19号「定期報告書」により点検内容を詳細に定めている。本県再エネ条例においても定期報告に係る様式を定め、事業者に提出を求めるべきと考えるがどうか。</p>
<p>エネルギー政策推進課長</p>	<p>再エネ設備の定期点検は電気事業法により実施が定められていることから、事業者において適切に実施しているものと考え。県として改めて確認するかどうかについては所管の整理が必要だが、検討していきたい。</p>
<p>渋間委員</p>	<p>福島市再エネ条例と本県再エネ条例における再エネ事業廃止に係る届出を比較すると、本県再エネ条例は記載する項目が非常に少ないように見受けられる。事業者が立てた計画が最後まで適切に実施されていることを確認するためには、事業廃止に係る届出様式を変更し、記載項目を充実させる必要があると考えるがどうか。</p>
<p>エネルギー政策推進課長</p>	<p>事業廃止は電気事業法の所管であるが、地域の懸念もあることから、ガイドラインによる対応を含めどのような方法が良いのか検討したい。</p>
<p>渋間委員</p>	<p>再エネの固定価格買取を認定された事業では、撤去や処分に係る費用の積立制度があるが、認定を受けていない事業は撤去費用が担保されていないことをどのように考えるか。</p>
<p>エネルギー政策推進課長</p>	<p>本県再エネ条例において、認定申請の際に撤去費用の見積もりや確保など廃止計画についても記載を求めている。申請の段階で意を用いて確認していく。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渋間委員	福島市再エネ条例では、再エネ設備の設置申請について事業者から手数料を徴収している。本県再エネ条例においても書類審査でマンパワーを要しているとともに、手数料というハードルを設けることで一定程度事業者のふり分けがなされると考えるため、手数料徴収は有効な手段と考えるがどうか。
エネルギー政策推進課長	書類審査等における事務量等を考慮し、地方自治法等の関係法も確認の上、今後制度の見直しを図る際に検討していきたい。
渋間委員	青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（以下「青森県再エネ条例」という。）では、地域住民との信頼関係構築に向け、専門家を住民説明会に参加できるようにしているが、本県の住民説明会には専門家が入れないイメージがある。また、青森県再エネ条例では、地域住民との合意形成が図られる見込みのない再エネ設備設置計画については、計画の中止も含めた見直しを検討することも求めている。本県再エネ条例においても、住民説明に係る参集範囲を拡大すべきと考えるがどうか。
エネルギー政策推進課長	本県再エネ条例では、いわゆるF I P制度における住民説明会の参集範囲と基準を定めており、条例制定時に有識者の意見を踏まえ設定したものである。また、現行の手引きでは事業者側において専門的・技術的な知見から補足説明が必要となる場合に専門家の参加を可能としているが、地域住民側が専門家を活用することについては記載がない。地域住民の総意であれば専門家の参加を認めるべきであるが、一部の先鋭的な意見を有する方が専門家の参加を求めることで、かえって混乱が生じる可能性も想定されるため、取扱いを検討していきたい。
渋間委員	本県再エネ条例では、太陽光発電の場合、500kW以上の設備設置が対象となるが、釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例（以下「釧路市太陽光条例」という。）では過去の教訓から10kW以上の設備設置を対象としている。本県再エネ条例においても基準を引き下げた方が良いと考えるがどうか。
エネルギー政策推進課長	条例制定時に電気事業法との整合性等から現在の基準を設定した。
渋間委員	事業者が480kWの再エネ設備を設置し、道路を挟んだ位置に同様に480kWの再エネ設備を設置した場合、条例の適用対象外となることを危惧しており、基準を引き下げ、対策を講じる必要があると考える。釧路市太陽光条例では、道路を挟んでも同一事業者による設置と認められれば、kW数を合算するとしている。本県再エネ条例においても同様の対策を検討すべきと考えるがどうか。
エネルギー政策推進課長	基準の引下げについては、他自治体の事例を研究の上、検討したい。また、令和4年に電気事業法施行規則が改正され、規則逃れのため遮蔽物を挟んだ場合でも同一事業と認められるものは合算して取り扱うこととされており、本県再エネ条例においても、同様の解釈により扱うこととしている。
森谷委員	本県における再エネの開発目標に対する進捗はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
エネルギー政策推進課長	令和6年9月に開発目標値を当初の101万kWから153万kWに修正しており、6年度末時点の進捗状況は73.4万kWである。中東情勢により天然ガスが輸入されにくくなっているが電力市場は比較的落ち着いており、今後の状況を注視するとともに、地域での再エネに関しては地域の方々に認められる形で、できる限り進めていく。
渋間委員	中東情勢の緊迫化による医療資材への影響はどうか。
医療政策課長	規模の大きい病院では、取扱量が多い業者から納入していることもあり、医療資材の不足は生じていないと把握している。一方、小規模なクリニック等では、納入時期が未定となっている医療資材もあると聞いている。政府が備蓄している医療用手袋を放出する予定もあることから、政府の動向及び状況を注視しながら、県内医療機関との連携に努めたい。